

(必要な提出書類)

- ☐ 分岐同意書
- ☐ 私用地給水管理設同意書
- ☐ 維持管理誓約書
- ☐ 受水槽（設置・撤去）通知書
- ☐ 特例直結直圧式給水条件承諾書
- ☐ 水理計算書
- ☐ 出水不良誓約書

給水装置工事申込書

大阪市水道局長様

私（工事申込者）は、次のとおり給水装置工事を申し込みます。
この給水装置工事を申し込むにあたり、大阪市水道事業給水条例及び関連規程を守るとともに、第三者から異議の申立てを受けたときには、私方で責任をもって解決します。

工事場所区

建物の名称

工種□新設□増設栓種□専用□表工事□内部工事□改造□撤去□共用・私設消火栓□表・内部工事

水栓番号専号

郵便番号

申込者住所
(所有者)フリガナ氏名電話- -
借家人

上記工事が施工される家屋は私の所有に相違ありません。
家屋所有者住所氏名

委任状

上記場所の給水装置工事の申込、施工ならびに工事費の予納および精算による追徴金の納入又は還付金の収受その他工事施行に関する一切の事項を下記水道工事請負業者（指定給水装置工事事業者）に委任します。

委任者氏名

工事請負者住所
(指定給水装置工事事業者)代表者氏名
指定番号第号主任技術者〔電話〕() -
免状番号第号分岐・撤去資格者が所属する指定給水装置工事事業者名

指定番号第号分岐・撤去資格者氏名

分岐穿孔講習受講済区分□給水装置工事技術振興財団地域オプション（甲型分水栓）
□給水装置工事技術振興財団全国標準課程□当局穿孔講習（甲型分水栓、耐震防食型分水栓、割T字管）
□給水装置工事振興財団認定の配管技能者□大阪水道総合サービス穿孔講習（耐震防食型分水栓、割T字管）

- 1 家屋新築改築等に伴う給水装置工事をお申込みの場合は、建築確認申請受領票又は建築確認通知書の提示をお願いいたします。
- 2 別紙の同意又は誓約事項は、所有者に熟知してもらって下さい。
- 3 これらの同意・誓約事項はしゅん工届（図）に添付します。（大阪市水道事業給水条例第11条第2項・同施行規程第13条）
- 4 同意事項で後日利害関係人その他から異議が生じても、当局はその責任を負いません。
- 5 裏面の工事費概算額（市納金）については、工事が「しゅん工」した後清算いたしますので、追徴又は還付金が生じることがありますから、あらかじめご了承ください。（条例第15条第3項）
- 6 分岐・撤去資格者については、配水管等からの分岐穿孔・撤去を施工する際に記載すること。また、指定給水装置工事事業者名については、分岐・撤去資格者の所属する指定給水装置工事事業者と工事請負者（指定給水装置工事事業者）が異なる場合に記載すること。
分岐せん孔講習受講済み区分の該当する□にレ印を記入し、該当する講習内容に○をつけてください。
- 7 給水装置の所有者が市外居住者であっても、大阪市水道事業給水条例における一切の処理が所有者において、可能である場合は、大阪市水道事業給水条例第7条に定める、代理人届の提出は不要とする。
- 8 給水装置工事の完成後、申込者が所有者となる場合は名義変更届は不要とする。
- 9 分担金、手数料について、条例の定めに従い納付して下さい。（大阪市水道事業給水条例第33条の2、第34条）

- 1 給水装置は所有者又は使用者が維持管理し、これらに要した費用は所有者又は使用者の負担です。（条例第17条）
- 2 受水槽以下の給水設備も建物の所有者や使用者で管理することになっていますので、常に清潔に管理して下さい。（条例第36条の2、第36条の3）
なお、水道事業に伴うにごり水の流入防止についても、所有者や使用者の管理になりますので、バルブの開閉は所有者や使用者で行っていただきます。
- 3 配水管の布設等で給水装置の接合替工事が必要とするときは、使用者又は所有者の申込みがなくても市が施行します。
これに要する費用は原因者が負担します。（条例第18条）
なお、くわしいことは東部水道センターにお尋ね下さい。
工事完成後は、配管図面等を指定給水装置工事事業者から受領し、管理に役立つよう保管して下さい。

大阪市水道局 登録番号 : T3800020001472

①	設計審査手数料	1,480 円	2,950 円	4,920 円	収入	領収番号	年 月 日	確認
②	しゅん工検査手数料	4,220 円	5,900 円	9,840 円	収入			
③	市 納 金 総 額	円			収入			
	増 納 額	円			収入			
④	清 算 額	円			しゅん工			
差引	還 付 金 ・ 追 徴 金	円			通知番号			
建 築 確 認	要	有・無	受 領 票 通 知 書	月 日		指導課連絡	月 日	
	不要	既設建物・工事用・（ ）				（適用）		
道路種別	☐ 市認定道路 ☐ 国道 ☐ 私道 ☐ その他（ ）							

分 担 金	納 付 年 月 日	確認
千円	年 月 日	

水道局施工の工事費

	設 計 （令和 年 月 日 ）	清 算 （令和 年 月 日 ）
事 務 検 査 費	円	円
断 水 費 （ 消 費 税 含 む ）	円	円
請負工事費（消費税含む）	円	円
総 額	③ 円	④ 円
還 付 金 ・ 追 徴 金	円	

消費税対象合計

分担金（消費税抜き）	円	円
断水費（消費税抜き）	円	円
請負工事費（消費税抜き）	円	円
合計(消費税抜き:10%対象)	円	円
消費税	円	円
総合計（消費税含む）	円	円

[illegible]

給水装置工事水質検査(続き用紙)

年 月 日 申込
番号

※指定給水装置工事事業者

※工事場所

区

代表者氏名

※申込者(所有者)

住所

氏名

	水栓番号	上水管 口径 mm	工水管		施工日時		従事者		塩素濃度
			有・無	口径 mm	月日	時間	図面	施工	
			有・無		/	午前 時 分 午後 時 分			有・無
			有・無		/	午前 時 分 午後 時 分			有・無
			有・無		/	午前 時 分 午後 時 分			有・無
			有・無		/	午前 時 分 午後 時 分			有・無
			有・無		/	午前 時 分 午後 時 分			有・無
			有・無		/	午前 時 分 午後 時 分			有・無
			有・無		/	午前 時 分 午後 時 分			有・無
			有・無		/	午前 時 分 午後 時 分			有・無
			有・無		/	午前 時 分 午後 時 分			有・無

- (1)本申込で複数の給水装置がある場合に提出して下さい。
- (2)※は申込者(指定給水装置工事事業者)で記入してください。
- (3)最終は、しゅん工図面に添付し保管する。

給水装置工事に伴うメータ異動票

(新設・改造・増設・撤去)

申込月日: 年 月 日 申込番号: ()

※

工事場所

区

申込者 氏名
(所有者) 電話 - -

※

指定給水装置工事事業者

指定番号

代表者氏名

担当者

検査結果

完成年月日

年 月 日

メータ区分	施行区分	工種	業者
3	1	1	00

メータ取付・取外し表

1	使用者名(フリガナ)			水 栓 番 号	異動理由	M種別	M口径	M番号	検 満	指示数	調 定 番 号
					△	△					
					△	△					
	栓 種	給水方式	メータ止水栓	メータ設置位置				(備考)			
	△	△	△	△							
	△	△	△	△							
2	使用者名(フリガナ)			水 栓 番 号	異動理由	M種別	M口径	M番号	検 満	指示数	調 定 番 号
					△	△					
					△	△					
	栓 種	給水方式	メータ止水栓	メータ設置位置				(備考)			
	△	△	△	△							
	△	△	△	△							
3	使用者名(フリガナ)			水 栓 番 号	異動理由	M種別	M口径	M番号	検 満	指示数	調 定 番 号
					△	△					
					△	△					
	栓 種	給水方式	メータ止水栓	メータ設置位置				(備考)			
	△	△	△	△							
	△	△	△	△							

(1) ※は申込者(指定給水装置工事事業者)で記入してください。

給水装置工事に伴うメータ異動票(続き用紙) (新設・改造・増設・撤去)

	使用者名(フリガナ)			水	栓	番	号	異動理由	M種別	M口径	M番号	検	満	指示数	調		定	番	号			
								△	△													
								△	△													
	栓 種	給水方式	メータ止水栓	メータ設置位置						(備考)												
	△	△	△	△																		
								△	△													
								△	△													
	栓 種	給水方式	メータ止水栓	メータ設置位置						(備考)												
	△	△	△	△																		
	△	△	△	△																		
	使用者名(フリガナ)			水	栓	番	号	異動理由	M種別	M口径	M番号	検	満	指示数	調					定	番	号
								△	△													
								△	△													
	栓 種	給水方式	メータ止水栓	メータ設置位置						(備考)												
	△	△	△	△																		
								△	△													
								△	△													
	栓 種	給水方式	メータ止水栓	メータ設置位置						(備考)												
	△	△	△	△																		
	△	△	△	△																		
	使用者名(フリガナ)			水	栓	番	号	異動理由	M種別	M口径	M番号	検	満	指示数	調					定	番	号
								△	△													
								△	△													
	栓 種	給水方式	メータ止水栓	メータ設置位置						(備考)												
	△	△	△	△																		
								△	△													
								△	△													
	栓 種	給水方式	メータ止水栓	メータ設置位置						(備考)												
	△	△	△	△																		
	△	△	△	△																		

図面番号

☐ ☐ ☐ 出水不良誓約書

(注4) 給水装置工事の完成後、申込者が所有者となる場合は名義変更届は不要とする。

工事の履歴や特記又は注意事項											
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

誓約・同意事項等

下記の誓約・同意事項１～２について、該当する内容を確認したうえで記名してください。（必須）

1. 大阪市水道事業給水条例第18条に基づき、配水管の移転その他の理由によって接合替工事など給水装置に変更を加える工事が必要になったときは、市が施行することを承諾します。

2. 私の給水装置所有権移転の際には上記で私が記名した事項を引き続き、継承者に遵守させます。

工事申込者氏名

給水式	直結直圧式	2階以下	☐	しゅん工検査 業務受注者	業務責任者	
		3階	☐			
	特例直結直圧式	4階・5階	☐			
	直結増圧式	標準型・多段型	☐			
	受水槽式		☐			

水質検査	水栓番号（ ）			水栓番号（ ）			水栓番号（ ）		
	上水管	口径	mm	上水管	口径	mm	上水管	口径	mm
	工水管	有・無		工水管	有・無		工水管	有・無	
		口径	mm		口径	mm		口径	mm
	塩素濃度	有・無	mg/l	塩素濃度	有・無	mg/l	塩素濃度	有・無	mg/l

しゅん工検査	年 月 日受理	検査結果	再検査
	年 月 日しゅん工		

誓約・同意事項等

下記の誓約・同意事項1～6について、該当する内容を確認したうえで記名してください。

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

1	【全員必須】 大阪市水道事業給水条例第18条に基づき、配水管の移転その他の理由によって 接合替工事など給水装置に変更を加える工事が必要になったときは、市が施行す ることを承諾します。	はい	いいえ
2	【給水装置を工事申込者以外の方が所有する土地に埋設する場合】 給水装置(ボックス類を含む)の設置のための土地所有者の同意は、既に得てい ます。上記土地所有者を含む利害関係人その他の者から異議があった場合に は、すべて私の責任において解決します。	はい	いいえ
	土地所有者の同意書を提出します。	はい	いいえ
3	【給水装置を工事申込者以外の方が所有する給水装置から分岐する場合】 今回申込の給水装置工事について、私の所有する給水装置(専 号) からの分岐を承諾します。また、この分岐により不具合が生じた場合は、その解消 に協力します。なお、給水装置所有権移転の際には同事項を引継ぎ、継承者に 遵守させます。	はい	いいえ
4	【給水装置を工事申込者以外の方が所有する給水装置から分岐する場合】 この分岐により出水不良等の不具合が生じた場合は、市の指示のとおり改良工事 を施行することを誓約するとともに、私の責任において解消します。	はい	いいえ
5	【水道局から指示があった場合】 将来、出水不良等の不具合が生じた場合は、市の指示のとおり改良工事を施行 することを誓約するとともに、私の責任において解消します。	はい	いいえ
6	【全員必須】 私の給水装置所有権移転の際には上記で私が記名した事項を引継ぎ、継承者に 遵守させます。	はい	いいえ

年 月 日

工事申込者

氏名 _____

【3ではいを選択した場合のみ記入】

給水装置所有者

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

給水装置所有者代理人（選定・変更） 届

給 水 装 置 所 在 地	区			
水 栓 番 号	専 用		共 用	
代 理 人 氏 名	新		旧	

大 阪 市 水 道 事 業 給 水 条 例 に よ る 代 理 人 を 上 記 の と お
り （ 選 定 ・ 変 更 ） い た し ま す の で お 届 け し ま す 。

年 月 日

給 水 装 置 所 有 者

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____ — _____

代 理 人

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

大 阪 市 水 道 局 長

給水装置所有者総代理人（選定・変更） 届

給水装置 所在地	区			
水栓番号	専用		共用	
代理人氏名	新		旧	

大阪市水道事業給水条例による総代理人を上記のとおり（選定・変更）いたしますのでお届けします。

年 月 日

給水装置所有者

住 所	
氏 名	
電 話	
住 所	
氏 名	
電 話	
住 所	
氏 名	
電 話	

総代理人

住 所	
氏 名	
電 話	

大阪市水道局長

給水装置所有者（名義・住所）変更届

年 月 日

大 阪 市 水 道 局 長 様

新 住所
氏名
電話
申 込 者

旧 住所
氏名
電話

次のとおり変更しましたからお届けします。

給 水 装 置 地 所 在 地	区		
水 栓 号 番 号	専用第 号	所有権 移 転 年月日	年 月 日
所 有 者 住 所		所 有 者 氏 名	
新			
旧			
備考（変更理由及び連著不能の場合の理由）			
提出者	住所氏名 氏 電 話		

年 月 日

浄活水器等の設置条件承諾書

大阪市水道局長 様

住所

申請者（所有者）

電話 — —

給水装置への浄活水器等の設置にあたり、下記事項を承諾します。

記

建物所在地 区

水栓番号 専 号 建物名称

1. 浄活水器等の下流側の水質については当方の責任で管理します。
2. 給水栓末端の水道水中の遊離残留塩素が水道法の定める基準値（0.1 mg/L）以上になるように維持管理いたします。

管 理 責 任 者

電話

浄活水器等のメンテナンス

電話

浄活水器等下流側の管理

電話

3. 浄活水器等に起因して問題が生じた場合は、当方で責任をもって解決します。また、貴局に対して一切意義申し立て致しません。
4. 分譲（入居）者には、当方より浄活水器等の使用上の注意及び誓約書の内容を説明し、周知徹底を図るとともに、苦情等については当方が責任をもって対応します。
5. 給水装置工事竣工検査時に遊離残留塩素が水道法の定める基準値に満たない場合は撤去します。
6. 撤去などに要する費用は当方で負担します。
7. 貴局事業には協力し、断水工事等（濁り水等）で浄活水器等に問題が生じた場合は、貴局には一切異議申し立て致しません。
8. 所有権に変更が生じた場合は、速やかに所有者変更を届けると共に、上記内容を継承させるよう遵守させます。

申込番号	

分担金減免申請書

年 月 日

大阪市水道局長 様

申請者 住所
氏 名
電 話 — —

工 事 場 所	区			
建 物 構 造				
用 途				
建物延面積				
使用水量（日量）				
建 設 業 者	名称			
	電話			
指定給水装置 工事事業者	名称			
	指定番号		電話	— —

注 1．確認通知書（建築物）又は、計画通知書の写しを添付してください。
 2．用途欄に記入の際、住宅については戸数を記入してください。
 3．工事しゅん工までに用途変更が生じた場合は、速やかに届出てください。

年 月 日

特例直結直圧式給水条件承諾書
(☐新設・☐既設改造)

大阪市水道局長 様

申込者 (所有者)

住 所

氏 名

電 話

—

—

給水装置所在地

区

増圧ポンプ（減圧式逆流防止器及び制御装置等を含む。以下同じ。）の設置を留保し、特例直結直圧式給水により給水を受けるにあたり、下記の条件を承諾します。なお、所有権移転の際には、後継者に下記の条件を遵守させます。

(1) 増圧ポンプの設置及び使用者等への周知

次の事項を遵守するとともに、使用者等（入居者）に周知します。

特例直結直圧式給水についての異議申立てを水道局にはいたしません。

①将来的な諸事情（給水栓を設置する建物の階数、使用水量、系統切替や配水幹線の断水等による水圧）の変更により給水上の支障が生じた場合又は恐れがある場合は、あらかじめ確保したスペースを利用して、当方の費用において増圧ポンプを設置します。なお、その際には水道局へ届出を行います。

②制限給水時、事故時及び水道工事等による一時的な水圧低下に伴う上層階での断水や出水不良が発生した場合は、共用の直圧給水栓を使用します。

(2) 損害の補償

特例直結直圧式給水に起因して、逆流又は漏水が発生し、水道局若しくはその使用者等に損害を与えた場合は、責任を持って補償します。

(3) 既設配管使用の責任

既設の受水槽以下の配管を使用した場合は、当該配管を給水装置として取り扱うことになるので、これに起因する漏水等の事故については、設置者（所有者）又は、使用者等の責任において解決するとともに、水道局の指示に従い速やかに改善します。

(4) メータ取替時の設置

計量法に基づくメータ取替の際は、水道局に協力し、断水することを承諾します。

(5) 条例及び規程の遵守

上記各項の他、取り扱い上必要な事項については、大阪市水道事業給水条例及び同施行規程並びに関係する規定・基準等を遵守して施行します。

特例直結直圧式給水建物の維持管理等について

お客さまの水道は、現状の配水管の圧力で、建物の4階または5階まで直結直圧式給水が可能なものとして、特例として増圧ポンプ（減圧式逆流防止器及び制御装置等を含む。以下同じ）の設置を留保し、直結直圧式給水を承認しています。

このため、次の事項を十分ご理解とご承知の上、水道をご使用するよう心がけてください。

1. 維持管理上の注意事項について

- （１）特例直結直圧式給水の設備は、水道法上の給水装置であり、大阪市給水条例第17条により管理上の責任は、所有者、使用者の方々ご自身にあります。
- （２）給水栓を設置する建物の階数、使用水量、配水管の水圧その他の事情変更により、給水上の支障が生じた場合又はおそれがある場合には、あらかじめ確保しているスペースを利用して、増圧ポンプを設置してください。
- （３）制限給水時、事故時及び水道工事等による、一時的な水圧低下に伴う上層階での断水や出水不良が発生した場合は、共用の直圧給水栓を使用してください。
- （４）増圧ポンプの設置又は特例直結直圧式給水設備以下の給水装置の改造、修繕工事等の工事を行う場合は、大阪市指定給水装置工事事業者に依頼し、水道局に届出を行ってください。
- （５）メータの取り替え作業が容易に行え、水道局の検針に支障がないようにしてください。計量法に基づくメータ取替の際は、断水します。
- （６）増圧ポンプの設置スペースを確保することを条件に、特例として認めているもので、今後とも増圧ポンプ設置スペースを確保してください。

2. 所有者又は管理人の変更の届け出について

所有者または管理人に変更があった場合は、すみやかに水道局に届け出てください。

3. 譲渡する場合等について

この設備を設置した建物を第三者に譲渡又は賃貸する場合は、増圧ポンプの設置が留保されていること及び特例直結直圧式給水条件承諾事項について十分説明し、熟知させてください。

4. 損害の補償について

この設備に起因して逆流又は漏水が発生し、損害が生じた場合の補償は、水道局は一切負いませんのでご承知願います。

5. 紛争の解決について

増圧ポンプの設置が留保されていること及び特例直結直圧式給水条件承諾事項について、使用者等に周知徹底させ、特例直結直圧式給水に起因する紛争等については、当事者間で解決してください。

6. 断水等が発生する場合について

水道局の工事等により、断水や濁り水が発生する場合は、あらかじめ水の汲み置き等をお願いいたします。



新 設
建 物
既 設

維 持 管 理 誓 約 書

年 月 日

大阪市水道局長 様

住 所
申込者 氏名
(所有者)
電 話 — —

直結増圧式給水を実施するにあたり、下記事項を遵守することを誓約します。

記

建物所在地	区		
水 栓 番 号	専 用	号	建物の名称

1. 直結給水用増圧装置及び減圧式逆流防止器を含め、給水装置の維持管理については、当方に
て適正に実施します。
- (1) 直結給水用増圧装置及び減圧式逆流防止器は、年1回以上の保守点検を実施します。
- (2) 緊急時に迅速かつ的確な対応が図れるように下記の2つの措置を実施するか、電話回線等
を利用した24時間監視装置等、下記の2つと同等以上の措置を講じます。
- (ア) 直結給水用増圧装置には、警報装置を設置すること。
- (イ) 管理責任者等の連絡先を標示板に記入し、ポンプ室及び管理人室に設置して周知を図
ること。

管 理 責 任 者	住所 氏名 電話
給 水 装 置 の 維 持 管 理	住所 氏名 電話
増圧装置及び減圧式逆流防 止器の維持管理	住所 氏名 電話

なお、入居者へは当方において直結給水用増圧装置による給水方式であることを説明し、上記
管理責任者等を周知させるとともに、配水管工事、メータ取替並びに事故等による断水や減水時
の入居者への広報、及びそれに伴うバルブ操作を含む装置の管理や費用についても、管理責任
者により対応します。

計量法に基づくメータ取替の際は、水道局に協力し、断水することを承諾します。

2. 直結給水用増圧装置は、水道局設計施行基準に基づき下記製品を設置します。

メーカー名				
揚 程		出 力		給 水 方 法 直 接・高 置
吐 出 量		口 径		

なお、将来、適用範囲を超える水使用実態が生じた場合、速やかに受水槽方式に変更します。

3. 給水装置の所有権に変更が生じた場合は、速やかに所有者変更届を届出ると共に、上記内容
を継承させます。
4. 将来、直結給水用増圧装置等の故障により生じた断水等の問題には、当方が適切に対処する
ことを誓約します。

年 月 日

承 諾 書（同意書）

大阪市水道局長 様

申請者 住所

氏名

同意者 氏名

氏名

氏名

工事場所 区

上記場所における給水装置工事で「給水方式の特例」の適用にあたり、将来、これに関して発生する一切の異議については、申請者並びに同意者の方で適宜処置することを承諾（同意）いたします。

おって本栓に対する権利移転の節は、承継者をして上記条件を遵守させます。

年 月 日

受水槽設置通知書

建築物所在地		区				階数	地上 階
							地下 階
建築物名称						建物用途	主用途
							従用途
申込者 〔所有者〕		住所					
		氏名		電話	() -		
建築工事の業者名				電話	() -		
受水槽	設置位置	構造	形状・寸法	設置数	容量		
	建物内の内・外 地 上 地 下 半地下	FRP製 鉄筋コンクリート製 その他 ()	縦 : m 横 : m 高 : m 型		総容量 m 3		
					※有効容量 m 3		
高圧 置力水 槽槽	設置位置	構造	形状・寸法	設置数	容量		
	塔屋 (階) 屋上 その他 ()	FRP製 鉄筋コンクリート製 その他 ()	縦 : m 横 : m 高 : m 型		総容量 m 3		
					※有効容量 m 3		
給水工事しゅん工 予定年月日		年 月 日		建物しゅん工 予定年月日		年 月 日	
受付欄		給水工事申込番号 No.					
		水道局 東部水道センター		水道局 給水課	健康局	生活衛生監視事務所 環境衛生監視課	
給 水 装 置 工 事 業 者 名 及 び 住 所 ・ 電 話		(電話) - -					

※各有効容量は通常の高水位（ボールタップ等）と最低水位（揚水管の下端）の間の容量を記入のこと。
※設置した受水槽が簡易専用水道に該当する場合は、建物所在地を所管する生活衛生監視事務所へ簡易専用水道使用届を届け出ること。

年 月 日

受 水 槽 撤 去 通 知 書

建 物 所 在 地	区			
建 物 名 称		階数	地上	階
			地下	階
連 絡 先		電話 () -		
撤 去 年 月 日	年 月 日			
撤 去 受 水 槽 (有 効 容 量)	m3			
簡易専用水道使用 届の届出有無	有 (施設番号) 無			
撤 去 理 由	1 直結給水方式への変更 2 建物解体による 3 その他()			
受 付 欄				
	水道局 東部水道センター	水道局 給水課	健康局	生活衛生監視事務所 環境衛生監視課
給水装置工事業者名 及び住 所・電 話	(電話) - -			
備考				

※直結増圧への改造後も既存の高置水槽を使用する場合、及び既設の受水槽を防火用として用途変更する場合は、備考欄にその旨を記入し、高置水槽を使用する場合はその有効容量を記入すること。

※撤去又は用途変更した受水槽が簡易専用水道に該当する場合は、建物所在地を所管する生活衛生監視事務所へ簡易専用水道廃止届を届け出ること。

現 地 調 査 票

指定工事店名				
調査・工事場所	区			
【現地調査】				
【認定道路】		※ As舗装＋路盤で構造が異なります		
国道事務所	年 月 日			国道事務所
道路構造				
工営所	年 月 日			工 営 所
道路区分	認定道路 ・ 未認定道路 ・ 複数の管理者			
道路構造	A ー ・ CK ー ・ CY25			
舗装施工年次	年			
固有財産特定図 確認	有 ・ 無 行政財産(法定外道路・ 道路) 建設局 ・ 都市整備局 ・ 下水道敷 ・ 河川管理者 確認日 年 月 日			
未認定道路部分の確認	有 ・ 無			※ 建設局管理課又は工営所で確認してください
登記簿	確認日 年 月 日			
公 図	確認日 年 月 日			
掘削同意	取得 : 済 ・ 未			
埋設同意	取得 : 済 ・ 未			
現地環境	住宅街 ・ 繁華街 ・ 工場地帯		※ 現地の環境から施工時間帯及び安全確保のための道路使用(交通処理図)について把握検討してください。	
交通規制	車両規制 ・ 時間規制 ・ 通行規制			
道路状況	幹線道路 ・ 生活道路		※ 規制除外の許可をひつようとするならば、別途所轄警察に規制除外の申請し、許可を得てください	
	対面道路 ・ 一方通行			
掘削予定地	歩道 ・ 車道		※ 車道のみ、歩道と車道の組み合わせ道路	
他企業との競合	有 ・ 無			

（参考）

現地状況により確認する事項は変わりますので、一つの事例として取り扱い願います。

- 1 給水装置工事申込場所付近の住宅地図等の用意し現地を確認してください。
- 2 現地及び管理者の確認
 - 掘削する道路の種別は国道・府道、市道、行政財産、下水道敷等のどれですか。
 - 道路の管理者は誰ですか？（国道事務所、建設局工営所、建設局管理課、都市整備局、教育委員会等）
 - 国道の場合は、国道○号線により管轄が変わりますので、建設省近畿地建北大阪国道事務所又は建設省近畿地建西大阪事務所で舗装種別を調べてください
 - ・ 舗装構造は街区によって異なるので工事場所付近地図をもとに掘削予定力所の舗装種別と舗装構造を確認してください。
 - ・ 歩道が平板又はインターロッキング舗装の場合は、平板等の石の仕様の確認もお願いします
 - 市認定道路の場合、管轄している工営所に出向き、掘削力所の舗装種別（車道部・歩道部）を確認してください。
例 A08-20（車道） → AS8cm＋路盤 20cm AF03-10（歩道） → AS3cm＋路盤 10cm
 - 掘削場所が舗装施工年次を確認してください。
 - 道路は場合によって道路幅員のなか複数の権利者（市認定道路及び行政財産等）が存在することもあります。法務局で公図を確認することや建設局管理課又は工営所で固有財産特定図を確認することなどから地権者を確認してください。
 - その他道路には、港湾局が管理する港湾道路や河川に近接した場所での工事の場合、河川区域や河川保全区域の範囲の確認が必要です。
 - 河川保全区域等を掘削する場合は、申込者にて管理者と事前協議し、承諾を得た後、「河川占用許可申請書」を作成し、東部水道センターに提出すること。
 - 行政財産（建設局、都市整備局、教育委員会など）については、管理者を確認してください。
 - 管理者の調査確認が不十分な場合、その許可取得に日数を要することもありますので注意してください。
 - 下水道敷での工事は、給水装置工事設計施行基準のとおり申込者での申請となります。

年 月 日

給水装置工事に伴う道路掘削及び路面復旧に関する履行誓約書

大阪市水道局長 様

給水装置工事申込者

住所

氏名

電話 () —

指定給水装置工事事業者

指定番号

住所

事業者名

代表者

主任技術者

電話 () —

大阪市 区 で申し込みました、給水装置工事の道路部分の施工にあたっては次のとおり誓約いたします。

- 1 水道法、道路法、道路交通法、大阪市水道事業給水条例、道路占用規則、水道局土木工事共通仕様書、給水装置工事設計施行基準、警察及び道路管理者の許可条件又は土地所有者の承諾条件、その他の関係法令等を遵守し施工します。
また、貴局職員の指示がある場合はそれに従い、選任した給水装置工事主任技術者を技術上の管理及び指導監督にあたさせます。
- 2 工事現場には必ず現場責任者を常駐させ、常に道路使用許可書及び道路占用承認書の写し、大阪ガス株式会社の回答書及び関連する埋設企業体へ提出した施工通知の回答書等を携行します。
- 3 配水管等から給水管の分岐、布設及び撤去を行うにあたり、必要な技能を有する者を従事させ、又はその者に工事に従事する他の者を監督させます。特に配水管等からの分岐穿孔・撤去は、貴局指定の講習を受講した技能者に施工させ、その者に穿孔講習会修了証の写しを携行させ、貴局職員が確認を求めた場合は提示します。
- 4 道路管理者の許可条件に従い、管布設、埋戻し及び道路復旧工事等全ての工程が完了できるように計画的に施工します。また、原則、天災等の避けることができない場合以外は、道路管理者に対する工事期間の延長申請を依頼しません。
- 5 工事施工日は事前に連絡し、貴局職員と日程調整を行い、施工立会を受けます。
- 6 施工の状況を確認できる写真(以下「施工状況写真」という。)をその各工程(舗装一次・二次本復旧完了時)において、必要箇所を漏れなく撮影(様式22及び水道局土木工事共通仕様書

参照)し、下記提出期限までに必ず提出します。

なお、施工状況写真の不足や不明瞭であること等により、貴局及び道路管理者から適正な施工状況が確認できないと指示された場合は、貴局の指示により、当該箇所の再掘削及び再復旧を実施し、これに要する費用を負担します。

また、他企業等において、舗装二次本復旧を行う場合についても他企業等から施工状況写真を取得し提出します。

【提出期限(施工状況写真)】

- ・管工事(舗装一次本復旧)完了時

施工日から2週間以内

※2週間以内に舗装二次復旧を行う場合は面積立会日までに提出

- ・舗装工事(舗装二次本復旧)完了時

施工日から2週間以内

※給水装置工事跡舗装復旧完成報告書(様式22)に添付し提出

- 7 道路部分の埋戻しにあたっては、水道局土木工事共通仕様書において指定された材料を使用し、路床はランマー等で転圧し、管底、管側面は間隙のないように各層ごとに十分締固め、陥没、沈下等が生じないように水道局土木工事共通仕様書に定める方法に従って適正に施工します。
- 8 舗装一次本復旧完了後は、当該箇所に「水どう」(給水装置工事設計施行基準の図2-32参照)と表示します。
- 9 市道及び国道の舗装二次本復旧に係る面積立会検査の際は、貴局及び道路管理者の指示に従います。
- 10 未認定道路の舗装二次本復旧に係る面積立会検査の際は、貴局及び土地所有者の指示に従います。
- 11 埋戻し工事の完了後、貴局が道路管理者及び土地所有者の完成検査に合格するまでの間は、その責任において当該箇所の路面の維持管理を行い、当該箇所の路面に陥没等の事象が発生した場合は速やかに補修を行います。なお、貴局が緊急対応を行った場合、それに要した費用を負担します。
- 12 道路部分に起因する瑕疵の存在が判明し、貴局がその瑕疵の修補又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求(当局が道路管理者又は土地所有者の完成検査に合格した日から2年以内になされたものに限る。)された場合はこれに応じます。
- 13 工事に起因して第三者に損害又は問題等が生じた場合は誠実に対応し、当方の責任において全て解決します。

年 月 日

大阪市水道局長 様

指定給水装置工事事業者

代表者氏名

住 所

給水装置工事跡舗装復旧完成報告書

下記の給水装置工事に伴う舗装本復旧工事が完成しましたので、施工状況写真を添付し報告いたします。

申 込 者	電話： - -				
指定工事店名	電話： - -				
工 事 場 所	区				
しゅん工年度		実 施 日	自 年 月 日 ～ 至 年 月 日		
申 込 番 号		申 請 番 号		許 可 番 号	

施工状況提出写真

区 分	工 種 (種 別)	撮 影 項 目	撮影時期	写真 有無	撮影頻度
施工前		舗装道路の路面状況	施工前	有・無	施工前に1回
完成後		舗装道路の復旧状況	完成後	有・無	完成後に1回
道路復旧工事	路面切断	切断状況	施行中	有・無	施工延長40m 毎に1箇所
	路 盤 工	敷均し、転圧状況(不陸整正含む)	施行中 施工後	有・無	
		厚さ	施工後	有・無	
	アスファルト舗装	タックコート・プライムコート散布状況	施行中	有・無	
		基層・表層の厚さ、転圧の状況	施行中 施工後	有・無	
		仕上り状況	施工後	有・無	
	歩道舗装	基礎コンクリートの打設状況	施行中	有・無	
		平板、ブロック等の設置状況	施行中	有・無	
		プライムコートの散布	施行中	有・無	
		仕上り状況	施工後	有・無	
	境界石据付	コンクリートの打設状況	施行中	有・無	
		境界石の据付状況	施行中	有・無	
		仕上り状況	施工後	有・無	
	路面標示	施工状況	施行中	有・無	
		仕上り状況	施工後	有・無	

給水装置工事申込取消届

年 月 日

大 阪 市 水 道 局 長 様

申込番号

申込年月日

年 月 日

工事場所

区

申 込 者

住所

氏名

電話

指定給水装置工事事業者

住所

代表者氏名

電話

備 考

受付番号

水道管理図閲覧・概要説明申込書

年 月 日

(提出先)大阪市水道局長

閲覧者	(フリガナ) 氏 名
	連絡先 — —
調査目的等	申請場所 区
	目的 ☐ 設計審査 ☐ 不動産売買、鑑定評価に関する物件調査 ☐ その他()

上記申請場所における給水装置(引き込み管)の概要を確認する場合には、該当する項目□にチェック及び記入をして下さい。

☐私は上記申請場所における給水装置の使用者又は所有者である。

(フリガナ)
申請場所における氏 名
使用者又は所有者名電 話

☐私は上記申請場所における給水装置の使用者又は所有者からの委任を受けた者である。

上記閲覧者を代理人と定め、給水装置の概要確認の手続きを委任します。
(フリガナ)
申請場所における氏 名
使用者又は所有者名電 話

注意事項

- ・上記太枠のみ記入して下さい。
- ・上記閲覧者について本人確認をさせていただくことがあります。
(あらかじめ本人であることを証明できる書類(運転免許証、健康保険証等)をご持参ください。)
- ・水道管理図の記載内容(水道管理設位置、より、深さ、家形、道路図形等の表示)は、現況と整合していない場合があります。また、図面の提供はできません。
- ・給水装置に関する概要の説明を受けることができるのは、使用者又は所有者及び代理人のみとなり、概要の説明は口頭で行わせていただきます。
[代理人について、委任の確認ができない場合は概要の説明を行うことはできません。
また、説明する概要は、給水装置の引き込みの有無・引き込み位置・メータ口径となり、給水装置が記載されている図面の閲覧・提供はできません。]
- ・給水装置の新設及び改造等の工事が必要な場合は、東部水道センターへご相談ください。

・本申込書から得られた個人情報は、閲覧者又は使用者又は所有者の確認、及び閲覧に関する業務の参考で利用させていただきます。

水道局記入欄	
☐ 閲覧者	☐ 調査項目等
☐ 給水装置	☐ その他
()	

給水装置工事しゅん工図書交付申請書

大阪市水道局長様

下記のとおり、給水装置工事しゅん工図書の交付を申請します。

指 定 番 号		申請年月日	年 月 日
指定給水	住 所		
装置工事	会 社 名		
事業者	代 表 者 名		
(請求者)	担 当 者 名		
電 話 番 号	連絡先 電話	送付先 FAX	
目 的	設計のため (新 設 ・ 増 設 ・ 改 造 ・ 撤 去) その他 ()		
交 付 方 法	窓口 ・ FAX ・ その他 ()		
施主交付申込み同意	上記目的のため指定給水装置工事事業者(請求者)が請求している給水装置しゅん工図書の交付について同意いたします。 住所 氏名 電話		
納 金 方 法	窓口 ・ 指定納付書による振込		

申 請 す る し ゅ ん 工 図 書 の 情 報

調 定 番 号	
水 栓 番 号	
給水装置所在地	区
お 客 様 名	
備 考	※申請所在地の現状やマンション・ビル名等を記入して下さい。
受 付 番 号	

注意事項

- ・ 太線内は、必ずご記入して下さい。
 施主交付申込み同意の欄にご記入がない場合は交付できません。
 水栓番号等不明の際は、住宅地図等に申請場所を指示して申請書と合わせて送付して下さい。
- ・ 送付先につきましては、事業委託先である(株)大阪水道総合サービスにお願いします。
 住 所 : 大阪市住之江区粉浜1丁目15番16号(旧粉浜営業所)
 大阪市水道局西部水道センターサテライト1階
 電話番号 : 06-4701-8858 FAX : 06-6671-8201
 交 付 時 間 : 午前 9:00 ~ 午後 5:30まで (土・日曜日、祝・休日、12月29日~1月3日を除く)
- ・ 大阪市水道事業給水条例第18条の2及び第34条により、手数料を1件あたり750円徴収いたします。
 手数料につきましては、徴収委託先であります(株)大阪水道総合サービスから請求いたします。

本申請書から得られた個人情報につきましては、業務にのみ使用いたします。
 事業委託先である(株)大阪水道総合サービス以外の第三者に提供することはありません。